

大勢三轉考

下

210.04

D34t



338218

名の代

文治元年頼朝がもつて六十餘州總進補使とせしむ
 きりよりの職の代をりて名の代とぬる成りたる。
 そのく名といふ事なり。神代よりて大名持。少名
 考と稱奉り。兩大神ハ。國地廣く領弱して。世を
 治弱へり。四名よふありたり。今いふ大名小名
 一。遠く神代の例は習へるぬ。其状ハ。そ
 も。同く。自。ある皇國の称号を稱へ。今
 こ稱を稱へて。名の代となりたる。此
 名の代より。有状乎考るに。かり職の代

の軍務をりし傳。延暦七年。奥の夷。おもむけし
まのろばき。とむれ騷きし。は。紀朝臣古佐義を
め。征東大將軍に任せしむ。と。は。續紀。同年十二
月の條。庚辰。征東大將軍。紀朝臣古佐美。辭見。詔
召昇殿上。賜節刀。因賜勅書曰。夫擇日拜將。良由綸
言。推轂分閫。專任將軍。如聞兼前別將等。不慎軍令。
匿闕猶多。尋其所由。方在輕法。宜副將軍有犯死罪。
禁身奏上。軍監以下。依法斬決。坂東安危。在此一舉。
將軍宜勉之。因賜御被二領。采帛三十匹。綿三百屯。
と。と。え。同八年三月辛亥。諸國之軍。會於陸奥多賀

城。分道入賊地。と。と。え。て。そ。ゆ。り。後軍のま。ゆ。り。
時。く。馭使りし。ま。と。と。え。ま。り。其。可。否。ま。の。多。し。勅。諭
し。好。し。む。る。あ。は。く。あ。り。て。い。や。け。し。む。七月丁巳。
勅持節征東大將軍。紀朝臣古佐美等。曰。得。今。月。十
日。奏。狀。備。所。謂。膽。澤。者。水。陸。万。頃。蝦。虜。存。生。大。兵。一
舉。忽。為。荒。墟。餘。墟。假。息。危。若。朝。露。至。如。軍。船。解。纜。舳
艦。百。里。天。兵。所。加。前。無。強。敵。每。浦。窟。宅。非。須。人。烟。山
谷。巢。穴。唯。見。鬼。火。不。勝。慶。快。飛。馭。上。奏。者。今。檢。先。後。
奏。狀。斬。獲。賊。首。八。十。九。級。官。軍。死。亡。千。有。餘。人。其。被
傷。害。者。殆。將。二。千。夫。斬。賊。之。首。未。滿。百。級。官。軍。之。損

亡及三千。以此言之。何足慶快。又大軍還出之日。兇
賊追侵。非唯一度。而大兵一舉。忽為荒墟。唯量事勢。
欲似虛饒。又真牧墨繩等。遣裨將於河東。則敗軍而
逃。還溺死之軍。一千餘人。而云一時凌渡。且戰且焚。
搜賊巢穴。還持本營。是溺死之軍。棄而不論。又濱成
等。掃賊略地。差勝他道。但至於天兵所加。前無強敵。
山谷巢穴。唯見鬼火。此之浮詞。良為過實。凡獻凱表
者。平賊立功。然後可奏。今不究其奧地。稱其種落。馳
馭祿慶。不亦愧乎。八年九月丁未。
持節征東大將軍紀朝臣古佐美。自陸奧進節刀。と

又云てこの軍ハ止りしを今更に終るの罪字勘ら

詔賜け。陸奧國荒備。蝦夷等。討治。尔任賜

志。大將軍正四位下。紀古佐美朝臣等。任賜之元

謀。波不合順。進入支倍奧地。毛不究盡。之。敗軍費糧。互

還參。未是。任法。尔問賜比。支多米賜。布。在止。美前

尔仕奉。都事。乎。所念行。不勘賜免。賜布。又鎮守副

將軍。從五位下。池田朝臣真牧。外從五位下。安倍。孫

鳴臣。墨繩等。愚頑。畏拙。之。進退失度。軍期。乎。關急。利。

今法。乎。檢。尔。墨繩者。斬刑。尔當。里。真牧者。解官。取冠

之。倍。在。然。墨繩者。久。歷邊戍。互。仕奉。苗。芳在。尔。縁。乎。素。斬

刑波乎免賜官冠取賜比。真牧者日上乃湊之。溺
軍乎扶極爾。取冠罪比免賜官解賜比。
又有小功人比。隨其重輕比。治賜比。有小罪人比。
不勘賜免賜比。宜御命乎。眾聞食止宜。比。
乙丑晦。出羽國守正五位下藤原朝臣興世。飛馭上
奏。夷倭叛乱。今月十五日。燒損秋田城。并郡院屋舍。
城邊民家。仍且以鎮兵防守。且徵發諸郡軍。勅符曰
得奏狀。既知夷虜悖逆。攻燒城邑。犬羊狂心。暴惡為
性。不加追討。何有懲人。事須量發精兵。拒其喉咽。但

時在農要。人事耕種。若多動眾。恐妨民務。夫上兵伐
謀。良將不戰。巧設方畧。以安邊民。亦別有勅符。下陸
奧國。若當國之兵力不足。制者早告陸奧。令其赴救。
凡蠻貊之心。候時而動。雖云醜類。之可責。抑亦國宰
之不良。宜施慰撫之化。以遏風塵之亂。又勅符陸奧
國司曰。得出羽國。今月十七日。奏狀。你逆賊悖乱。攻
燒城邑者。兩國接境。非常難知。若無豫戒。何備不虞。
宜加警肅。以鎮國內。亦若出羽國。未請援兵。隨發精
勇。應時赴救。兵貴神速。罪深逗留。待其告急。莫失事
機。

東黨。西黨。猪股。兒五。ちと呼ハ行。比類。よ。その

黨の中。よ。長。し。の。い。り。の。ひ。ら。の。い。の

の。せ。せ。様。く。し。の。あ。ま。も。ひ。を。し。の。孫。直。実。の。平。良。盛

左。衛。門。尉。盛。と。い。ひ。西。の。侍。の。長。と。い。ふ。事。あ。り。て。孫。直。実。の。祖。父。を

在。実。と。い。ふ。事。あ。り。し。り。の。孫。直。実。の。祖。父。を。孫。直。実。の。祖。父。を

武。藏。國。の。大。里。那。孫。谷。と。い。ふ。事。あ。り。し。り。の。孫。直。実。の。祖。父。を

の。孫。直。実。の。大。里。那。孫。谷。と。い。ふ。事。あ。り。し。り。の。孫。直。実。の。祖。父。を

又。白。河。の。代。成。和。を。つ。の。い。は。し。り。の。孫。直。実。の。祖。父。を

石。部。正。を。よ。し。の。い。は。し。り。の。孫。直。実。の。祖。父。を。任。せ。し。れ

し。り。の。孫。直。実。の。祖。父。を。任。せ。し。れ。し。り。の。孫。直。実。の。祖。父。を

し。り。の。孫。直。実。の。祖。父。を。任。せ。し。れ。し。り。の。孫。直。実。の。祖。父。を

し。り。の。孫。直。実。の。祖。父。を。任。せ。し。れ。し。り。の。孫。直。実。の。祖。父。を

し。り。の。孫。直。実。の。祖。父。を。任。せ。し。れ。し。り。の。孫。直。実。の。祖。父。を

し。り。の。孫。直。実。の。祖。父。を。任。せ。し。れ。し。り。の。孫。直。実。の。祖。父。を

し。り。の。孫。直。実。の。祖。父。を。任。せ。し。れ。し。り。の。孫。直。実。の。祖。父。を

し。り。の。孫。直。実。の。祖。父。を。任。せ。し。れ。し。り。の。孫。直。実。の。祖。父。を

し。り。の。孫。直。実。の。祖。父。を。任。せ。し。れ。し。り。の。孫。直。実。の。祖。父。を

し。り。の。孫。直。実。の。祖。父。を。任。せ。し。れ。し。り。の。孫。直。実。の。祖。父。を

し。り。の。孫。直。実。の。祖。父。を。任。せ。し。れ。し。り。の。孫。直。実。の。祖。父。を

し。り。の。孫。直。実。の。祖。父。を。任。せ。し。れ。し。り。の。孫。直。実。の。祖。父。を

し。り。の。孫。直。実。の。祖。父。を。任。せ。し。れ。し。り。の。孫。直。実。の。祖。父。を

たり。為堂常胤つあつたなりし。其より兼介とい
 ひ。又三浦ハ。高望王の爲。長門守為通望といふ
 あり。相模の三浦は住たる。其より平太郎為結といふ
 あり。また三浦のいふ。義徳を授けし。武
 衡を撃つた。だけ陸。其より義徳を授けし。ありて。
 三浦介といふ。其より義徳を授けし。ありて。其より
 大介といふ。其より義徳を授けし。ありて。其より
 茂良といふ。三浦別當といふ。其より義徳を授けし。ありて。
 十二月廿八日の記も。下野國大介職者伊勢守
 藤成朝臣以来。至小山出羽前司長村十六代相傳

三浦のいふ。其より義徳を授けし。ありて。其より
 大介といふ。其より義徳を授けし。ありて。其より
 茂良といふ。三浦別當といふ。其より義徳を授けし。ありて。
 十二月廿八日の記も。下野國大介職者伊勢守
 藤成朝臣以来。至小山出羽前司長村十六代相傳

此條は源平の戦ひの代。其より義徳を授けし。ありて。其より
 大介といふ。其より義徳を授けし。ありて。其より
 茂良といふ。三浦別當といふ。其より義徳を授けし。ありて。

軍を起し。時上。総介廣常。周東。周西。伊南。伊北。廳
 南。廳北の輩を催し。二万騎を率ひ來り
 たり。其誓の極く。其より義徳を授けし。ありて。其より
 大介といふ。其より義徳を授けし。ありて。其より
 茂良といふ。三浦別當といふ。其より義徳を授けし。ありて。
 十二月廿八日の記も。下野國大介職者伊勢守
 藤成朝臣以来。至小山出羽前司長村十六代相傳

孫は。頼朝。頼信。頼義。義家。武基。將軍ついで。其より
 大介といふ。其より義徳を授けし。ありて。其より
 茂良といふ。三浦別當といふ。其より義徳を授けし。ありて。
 十二月廿八日の記も。下野國大介職者伊勢守
 藤成朝臣以来。至小山出羽前司長村十六代相傳

一中之者。よふに。我家の十とを餘り。其の可い
とめさ言向。向。東の國人。よの屯黨あをい
よのしよ。和光あひきして。自ら臣族のこもく。打つ
ゆふ。又平民ハ。貞盛。将門を討平せ。より。殘る忠
盛あへ。はね。和光強さはあひ
うけ。賊のこもく。よのね。兵權ら。この二
氏よ。と。より。時。よ。保元平治
の。り。き。記。つて。な。賊。兵。權。二。あ。つ。ら。清。盛。の。
掌。握。一。つ。ハ。院。中。の。以。政。も。攝。關。の。威。權。も。是。り
為。よ。打。つ。由。神。と。せ。ハ。此。一。氏。の。ん。の。や。め。く。こ。ハ

成。り。り。抑。賊。の。代。ハ。物。部。ハ。下。筋。の。こ。り。し。執
柄。花。族。の。こ。は。ゆ。よ。和。光。ハ。兼。家。大。將。テ。案。系。極。テ。破。作
馬。と。い。ひ。て。ま。い。り。よ。り。と。又。和。信。ハ。道。兼。の。大。將。は。任。て
道。隆。大。將。を。殺。し。道。兼。を。討。白。も。あ。ま。り。く。和。光。は。た。ま。ひ。あ。り
其。や。ん。子。あ。ま。り。さ。ま。の。ハ。奢。り。傲。り。て。色。の。や。め。り。し。
遊。よ。み。たり。て。所。流。ハ。あ。く。後。文。の。よ。り。し。弟。控。ら
せ。し。と。い。は。れ。と。和。光。も。長。く。理。子。叶。つ。と。母。お。め。ハ
道。隆。よ。の。我。家。ハ。任。を。い。つ。向。時。な。符。あ。つ。と。い。へ。
其。費。を。い。ふ。行。は。い。つ。あ。い。ら。と。い。へ。僻。め。る。論。も
下。義。家。を。と。り。知。元。ハ。軍。は。あ。ち。一。ハ。十。の。武。士。強
う。つ。い。れ。を。慨。し。ん。あ。ま。り。ハ。と。を。懐。き。ん。か。

いそや養請のよし。侍友は多し。於於に對ひし
ハ。被^レ打^レきつゝさぬの。忽ち之を責て本國に歸る
事とてく。或ハ本欲を召上。あるハ斬罪行しん。
とや。控られやと。朝廷に聞食て。いゝ思は
しん。法國の武士。源平兩家。屬する事と。とめ
られ。勢。忽ち變りて。今ハ法國の武士。朝廷に屬し
る事と。いゝ。めらり。時。と成る。いゝ。何れ
おや。いゝ。移。變。れる。天下の有状。な。い。や。然。今。名
の代。と。移。り。て。於。於。天下の。士。民。人。を。あ。ら。わ。ひ。よ。う。な。は。い。ま。の。今。め。り。
そ。と。治。む。は。な。い。あ。ら。わ。ひ。の。威。權。あ。ら。わ。い。極。く。意。を。盡。す。黨。と。な。の。う。し
こ。こ。和。服。へ。る。あ。ら。わ。い。南。府。の。あ。ら。わ。い。又。同。書。文。治。三。年。十
よ。つ。祥。の。理。ゆ。り。て。論。と。す。事。あ。ら。わ。い。下。二。三

月三日の記。庚午付下河邊庄司。千葉介等上洛。
洛中群盜以下條々。令奏聞給事。悉有勅答。其状今
日到来于鎌倉也。云院宣云。去八月十九日。同廿七日
等御消息。今月十五日到来。條々之事。奏問候畢。一
郡盜并人々事。如令申給。洛中案内者。若畿内之輩。
所為之由。所聞食也。本自關東武士所行。ハ。全不
風聞。又不仰遣其旨。只近代使廳沙汰。逐日。臣弱。偏
如鴻毛。在京守護武士。合力致沙汰者。何不被禁遏
乎由。依思食。殊可有尋沙汰之由。所被仰遣也。就中
實犯之輩。踰武士威之時。使廳強迷成敗。云云。可推

察事歟。然而可為使廳沙汰之由。令計申給之條。法之所指。尤可然事也。仍殊可有御沙汰之由。被申攝政畢。但於武士可合力事歟。云々太宰權帥藤經房奉。とくえうり。使廳厄弱。偏加鶴乞。とくひ実犯之輩。號武世威之時。使廳弥迷成敗。有と當時の有状。めのかんたりりや。威の代ハ。もや備やうり。て武威らばきら。かくあうり。華も起ハおあひよ。軍。遠くちの。たの。や。彼。の。將軍を。懸。あ。萬代。後。の。苦。

思。保元平治の乱より。正。大朝廷の上。都の大略。矢を。あ。軍の。は。や。備。あ。武。骨の。威の。名。移。に。骨。其は骨を廢て。酸。入。上。の。出。て。強。大。止。の。は。

骨ハ年ふるやうに磨りゆくと職ハりらるる磨
物ふるやうに磨りゆくと職ハりらるる磨
は行ふやうに磨りゆくと職ハりらるる磨
と磨りゆくと磨りゆくと磨りゆくと磨りゆくと
の代の大名の何の尊いれの大まなつららん
らるる。貴人の尊いれの大まなつららん
朝ハひらるるや。女位を望むて。右大將より経
昇りたれと。鎌倉の威權や。あつらひ。又後
時。泰時以下。少納氏ハ。さうらるる受領のさるる。以
傳傳して。攝政の公也。何らあつらひを申下して。將

軍職のさるる。と。是れおのれ執權とかりて。天
下の政を執行ひらるる。威權の振る事
ハ。これ左職なり。威權あり。事を執り
えぬ。世ありき。は。なんのや。ある。戦時ら。た
く。京職受領止らんや。天下の院を變りて。威
權。威をたされり。なる。を謙遜りて。禮をさるり
し。あつらひ。さるる。義之の
禍事ハ。掛卷を畏く。言卷を。それよりして。
後のさまを。増鏡四の巻。む。月の五
日。よ。内の。あつらひ。む。七日の節

の外に。郡の沙等をもくくも粒ひも。おちめす
くくあきし。さともやく鎌倉の時代より入り
し如く。止るをえぬ勢あもく。西き。改まも
何し。そ何し。免。賞。賜。之。き。た。め。く。も。孫
の。け。退。け。孫。之。ま。者。を。子。孫。事。柄。の。に。僻。事。の。と
おり。ま。せ。は。の。れ。院。も。さ。な。る。よ。く。下。む。い。將
軍。の。系。命。を。い。土。を。遣。入。せ。ら。ん。欺。き。か。ん。の。ら
り。て。の。の。て。ら。和。所。た。て。ま。つ。る。は。ま。大。名。小。名
諸。向。の。是。利。さ。む。は。魔。き。つ。る。も。の。し。と。れ。と。大
法。心。の。上。より。出。り。と。社。の。款。く。信。を。と。太平記。

天下時勢粒の段も云。初の御も。朝敵の名をも
懐も。毎年天慮を依き申。請も有り。今ハ天
下只武徳を帰して。公家有。何の用より。立て。色
として。月卿。雲宮。諸司格勅の所領も。云。及。り。行
園。椒房。禁裏。仙洞の所領も。武家の人。押領
り。間。曲。水。重陽の宴も。絶。も。白馬踏歌の節會
も。行。如。形。儀。計。也。禁闈。仙洞。さ。し。く。奉。仕
拜趨の人も。多。り。況。や。朝廷の政。武家の計。は
任。て。有。る。三。家の。台。輔。も。奉。行。頭。人の。名。も。婿
を。成。一。五。門。の。曲。阜。も。執。事。侍。所。の。造。も。賄。ひ。を。獲。

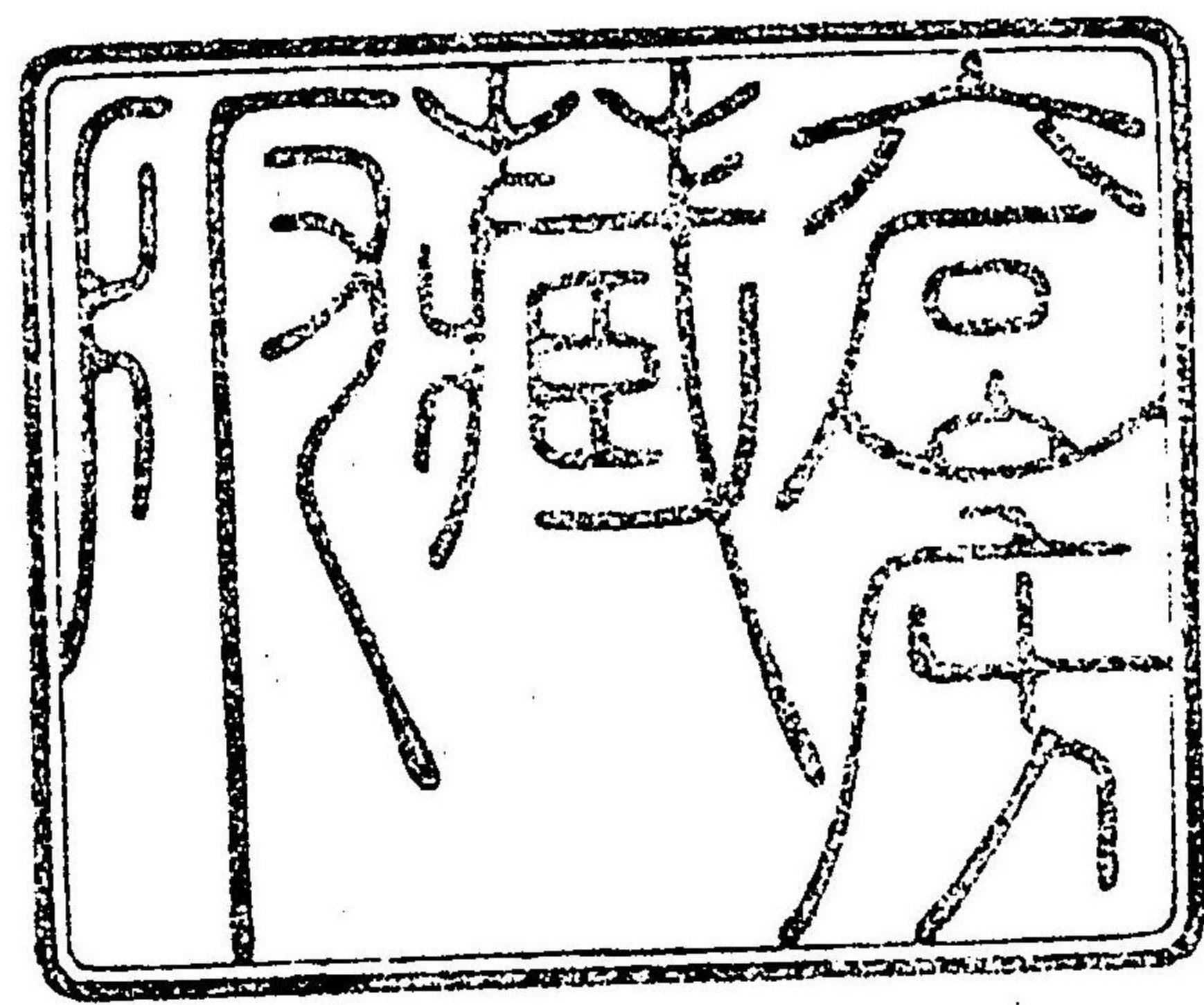
ハ納言宰相ちんて。路次は行合たるをりて。勢
を學ひ指をきて。輕慢一たる間。公家のく。りり
しう云も習りぬ。坂東ちをけらひ。若おぬぬ折
鳥帽子は額を忍びて。武家の人は珍むと一也
れとも。立振着へる体。ささうよあまめして。額付
の跡。以おもさうりぬれ。公家のも不付。武家の
も不似。只都鄙は歩を失一人の如。とくえ。又公
家武家榮枯易地段。前代相摸守の。天下を成敗
き一時ハ。諸國の守護。大紀三箇條の檢断の外ハ。
綺ふ事せらり。今ハ大小の事共。只守護の計。

まて。一國の成敗雅まは任をぬハ。地頭は家人を。
即後の如くは召仕。寺所本所の所領を兵糧料所
とて押へて管領に。其權威も古の波羅九州の
探題の如。あまもとくある。北条の時より。そく
は移り来て。殊益は衰へ弱ふ。朝廷の者さ。眼の
あへりなりたる。中よもあまもは亮疎まハ。光嚴
院。重祚の所。其は物よも管へぬ。田舎の者共。
茶の會。酒宴の所。そくも物語一たる。
ま。あし此持明院殿。大果報の人ハ。おりせ
ま。り。軍の一度を。將軍より。

ゆくありて。いづれも乱るる時、豊臣関白。天地
をたふへる。は稜威くこく。國のり中。國。多く和
明て。争ふく。あうり。こ。此。関白。勝進不并は
進。て。馬。を。花。山。は。放。ち。給。ふ。ん。あ。く。ま。よ。又。他。の
國。も。軍。を。出。し。て。争。戦。止。日。の。を。ま。は。は。は。稜。威。も
は。の。り。こ。て。治。國。の。化。ハオキナキ何。い。ま。り。あ。り。故。薨。弱
ふ。と。や。の。く。又。乳。き。り。も。遂。は。徳。川。の。は。稜。威。は
鹿。き。て。大。小。の。國。々。ん。一。つ。は。和。平。太。平。事。の。は。代
と。あ。り。て。名。の。代。の。大。制。度。こ。も。一。つ。盛。大。あり

職務をいへば、夜々、絶下記之跡漏
をの恥者也

嘉永元年申六月
記伊 伊達千廣
美



東京大傳馬町三丁目
製本所 東生龜次郎

